8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

土地に係る無償借上分については、相続税評価額及び条例等を参考に算定しております。

また、公務員宿舎に係る使用料については、民間精通者の参考価格により算定しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付け28文科高第63号）に基づき、０％で計算しております。

⑶　国等からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付け28文科高第63号）に基づき、０％で計算しております。

9．記載金額の表示

貸借対照表等に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

【重要な債務負担行為】

当事業年度までに契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。

（単位：千円）

件名	契約金額	翌期以降支払額
鳥取大学医学部附属病院ＥＳＣＯ事業	816,606	439,603
鳥取大学（医病）基幹・環境整備（特高受変電設備更新）工事	320,760	192,456
合計	1,137,366	632,059

㈱　鳥取大学医学部附属病院ＥＳＣＯ事業は、エネルギーサービス契約を締結したものであり、当該契約において本学が使用するエネルギーサービス設備は、環境省が定めた平成20年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱に基づく国庫補助金の交付を受けております。

なお、翌期以降支払額は、当該事業年度のエネルギー費用削減額により変動する場合があります。

また、本学の責に帰すべき事由により契約期間を満了せずに終了した場合は、当該契約の解約に伴い発生するすべての費用を勘案した解約手数料が発生する場合があります。

【退職給付に係る注記】

1．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における退職給付引当金	87,333
退職給付費用	38,948
退職給付の支払額	△　16,676
期末における退職給付引当金	109,605

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	38,948

【減損会計の注記】

1．減損を認識した固定資産

⑴　減損を認識した固定資産の概要

（単位：千円）

用途	場所	種類	帳簿価額
庖丁人町職員宿舎	鳥取県鳥取市	土地	42,907
中町職員宿舎	鳥取県鳥取市	土地	34,776

⑵　減損の認識に至った経緯

庖丁人町職員宿舎及び中町職員宿舎については、現在宿舎としては利用しておりませんが、他用途での今後の使用が未定となっている状況から減損を認識しております。

⑶　減損額の内訳

（単位：千円）

用途	種類	損益内	損益外
庖丁人町職員宿舎	土地	—	4,507
中町職員宿舎	土地	—	5,676

⑷　回収可能サービス価額の算定方法の概要

庖丁人町職員宿舎及び中町職員宿舎の土地については、正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、鑑定評価額により算定しております。

2．減損の兆候がある固定資産

⑴　減損の兆候がある固定資産の概要

用途	場所	種類
大山共同研修所	鳥取県西伯郡	土地
大山共同研修所	鳥取県西伯郡	建物

⑵　使用しなくなる日

平成29年３月31日付で同施設を廃止することが決定しております。

⑶　使用しなくなるという決定を行った経緯及び理由

老朽化及びそれに伴う維持管理経費の増大、並びに施設利用者数の減少等の要因により、引き続き同施設を管理運営することが非常に困難であるため決定に至りました。

⑷　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

（単位：千円）

用途	種類	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額の見込額
大山共同研修所	土地	45,200	85,714	—
大山共同研修所	建物	6,345	—	6,345

土地については、直近の売買実例に基づき算定しております。

建物については、売却価額の見積りが困難であり、使用価値相当額も合理的に算定できないため、回収可能サービス価額を０円としております。そのため、備忘価額まで減損見込額を測定しております。

【資産除去債務に関する注記】

⑴　資産除去債務の概要

石綿障害防止規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、放射線障害防止法の規定に基づく放射線同位元素等を使用している建物の放射線の除去義務、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づくフロン類の除去義務、土地の賃貸借契約等に基づく原状回復義務であります。